

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に内田栄作農業委員、平野修一農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に荒井農業委員会事務局長、書記に小宮山農業委員会事務局次長、大室主査、中山主任を任命した。

4 議 事

議案第44号

農地法第5条の許可申請について

議 長 議案第44号について事務局に説明を求めた。

事 務 局

議案書を朗読した。申請番号1、地区は平方地区、権利は使用貸借権、所在は大字平方領々家字中、地目は登記が田、現況畑の1筆である。形態は転用、用途は住宅敷地、施設は木造平屋建で、開発許可が必要である。令和3年10月7日付け上尾市告示第335号にて農振除外され、除外後

の農地区分は第1種農地である。住宅建設のため不許可の例外に該当する。図面に記されているとおり、農地への被害防除として、当初のブロック3段積から1段積に変更になっているが、農政課、開発指導課に確認したところ問題ないとの回答を得ている。

議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。
(報 告) 平方地区の新木農業委員が報告した。2月23日(水)に平方地区の委員と現地調査を実施した。先ほど事務局から説明があったが、造成計画が当初から変更になっている。稲作や野菜を熱心に作付けしている方で、申請地の残地部分も4月から5月にかけての代掻きを行い、水稻を作付けしている場所である。ロータリーが通るためブロック1段積に変更したいという事の相談を受けていた。土地選定理由書を朗読した。現地は昨年に行った稲刈り後のきれいな状態になっており、問題ないと判断している。

議 長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第44号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第45号 特定農地貸付けの承認申請について

議 長 議案第45号について事務局に説明を求めた。
事 務 局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は上平地区、所在は平塚一丁目、地目は登記、現況ともに畑の2筆である。平成30年4月25日付け上農委第30号で特定農地貸付けの承認をしている。9区画を12区画に変更する計画で、特定農地貸付け施行令では、面積変更が軽微な変更として扱えないことから、今回変更の承認申請に至っている。

議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。
(報 告) 上平地区の平野農業委員が報告した。2月19日(土)、上平地区の担当委員3名で現地調査を実施した。写真のとおり耕うんされて適正に管理されていて、問題はないと思う。別紙に特定農地貸

付規定をご参照下さい。開園後7年を経過しており、今まで大きなトラブルもなく、利用されている。申請書を朗読した。

議長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第45号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第46号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議長 議案第46号について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は上平地区、所在地については筆数合計で17筆あり、大字上字熊野が6筆、大字上字谷通が11筆である。地目は現況が畑で、全て生産緑地となっている。事由は事由発生者の死亡、備考欄の続柄は祖父と孫である。従事日数は事由発生者が150日、他の2人が100日と150日となっている。写真にあるとおり、字谷通の筆は一段の農地で、特に耕作されていないが保全管理されている。字熊野の筆はダイコンやネギの作付けが見られる他、果樹が植えられている筆もあり、農地としては問題ない。

議長 本件について意見を求めた。

新木農業委員 事由発生者と申請人の続柄が祖父と孫との説明であったが、議案書に他の2人とあるのは、どのような関係なのか。

事務局 真ん中の方が申請人の母親である。

新木農業委員 事由発生者には実子はいないのか。

事務局 実子は亡くなっている。

内田農業委員 申請人の父親が先に亡くなり、その後に農地所有者の祖父が亡くなっている。

議長 本件についてさらに意見を求めるが特に無かったため、議案第46号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第 47 号

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）の変更に係る意見について

議 長
農 政 課

議案第 47 号について担当部署に説明を求めた。

当該基本構想は、農業経営基盤強化促進法に基づき、上尾市での効率的かつ安定的な農業経営の指標等について総合的な計画を定めたもので、平成 7 年に当初の基本構想を作成して以来、平成 12、18、22、28 年と 4 回にわたり改正されている。今回、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、県が方針を改正し、その後各自治体が基本構想を改正する事となったことから、さいたま農林振興センターと協議し、本改正案をまとめたものである。基本構想の変更については、同法施行規則第 2 条の規定により農業委員会の意見を聞くこととなっている。議案書を朗読した。

議 長
内田農業委員

本件について意見を求めた。

新旧対照表の中に、平成 31 年という記載がある。平成 31 年は 1 か月しかないが、この間に 5 人が新規就農したのか。

農 政 課
内田農業委員

令和元年も含んだ内容となっている。

令和元年と表記したほうがいいのではないのか。

農 政 課

市では平成 31 年度として扱っているが、ホームページにも公開する予定なので、疑問に思わないように令和元年に訂正させていただく。

新木農業委員

農業経営基盤強化促進法の改正と農地中間管理事業に一本化されたという説明であったが、基本構想（案）の中に、特例事業等の積極的な活用とある。基盤法第 7 条の中で、1 号の農地売買事業や 4 号の新たに農業経営を営もうとする者への技術習得等を実地に研修する等の事業などは、特例事業として行いやすいのではないかと考えられるが、今後、農政課としては特例事業をどのように進めるつもりなのか伺いたい。

農 政 課

特例事業は、農地中間管理機構が農地を効率的に利用できるように調整し、農地の売買や一時貸

付け等を行う事業となっている。国・県が農地中間管理事業を推進していく方向なので、相談しながら活用できる方向・道筋を立てられれば良いと考えている。

新木農業委員
農政課

現状においては、基盤法に基づいた個別の事業は考えないということか。

方針としては基本構想の中に落とし込んでいるので、市の構想としては活用していこうと考えている。

新木農業委員

基本構想（案）の中に、農地中間管理事業における研修事業を活用して育成を図ると書かれているので、基盤法第7条4号にある研修事業のことを指しているのかと思ったが、特にそのことを指しているわけではないのか。

農政課

研修事業に関しては、JAさいたま主体の明日の農業担い手塾や、公社が行っている公社塾を新規就農希望者に紹介している。

新木農業委員
農政課

上尾市公社とあるが、上尾市の公社とは何か。

おそらく当初の基本構想作成段階で記載されていたと思われるが、現在、上尾市公社は存在しないので、削除する。

新木農業委員
農政課

上平東部地域生活環境整備検討委員会とあるが、メンバーの人数や活動内容について伺う。

上平地区の農業者や地元区長を中心に20人ほどで構成され、活動内容としては産業祭への参加や視察研修、花いっぱい運動などを行っている。

新木農業委員

推進体制の中にある、農用地利用改善団体、その他関係団体というのは、どういう団体を指すのか。

農政課

農用地利用改善団体とは、集落などの地縁的なまとまりのある区域で組織する営農団体で、現状では市内にない。その他関係団体は、農業者の組合や生産団体など、記載のある団体によらない関係者等を指している。

議長

本件についてさらに意見を求めるが特に無かったため、議案第47号について採決を行ったとこ

ろ、賛成全員で承認することを宣した。

5 報告第11号専決処分について

(1) 農地法第4条の届出の受理について

(2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後2時50分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和4年2月25日

議 長

署名委員

署名委員